平成 1 9 年度第 2 回島根県公立大学法人評価委員会 議事要旨

1. 日時

平成20年2月4日(月)13:30~15:00

2. 場所

島根県民会館 305会議室

- 3.出席者
 - (委員)本田委員長、下森委員、三島委員、・田委員
 - (事務局)加松総務部長、藤原総務課長、飯塚学事文書 G L 、松島主任
- 4.議題等
 - (1)委員長挨拶
 - (2)前回議事要旨の確認及び公表について
 - (3)議事
 - ア)公立大学法人島根県立大学の役員報酬支給基準の変更について
 - イ)公立大学法人島根県立大学の各事業年度の業務実績評価(年度評価)実施 要領及び業務実績報告書の修正案について
 - ウ)財務諸表の承認方針について
 - エ)剰余金の使途に充てる額の承認方針について

5.会議の概要

(1)委員長挨拶

本田委員長から本日の審議事項のポイントを中心として挨拶があった。

(2)前回議事要旨の確認及び公表について

事務局から、資料1により平成19年度第1回島根県公立大学法人評価委員会議事要旨(案)の説明が行われた。一部語句を修正すべきとの意見が出されたため、その箇所を修正の上、公表することとされた。

(3)公立大学法人島根県立大学の役員報酬支給基準の変更について

事務局から、資料2により、公立大学法人島根県立大学の役員(理事長、副理事長)に係る報酬について、県の特別職の職員等に対する期末手当の支給月数の改正に準じて、役員の期末手当支給月数を引き下げること、また、県が財政健全化のための取組として給与の減額措置を講じていることに準じて、役員報酬の減額(給与カット)率の引き上げ及び減額期間を延長する変更を平成19年12月1日付け(一部は平成20年4月1日付け)で公立大学法人島根県立大学が行ったことについて説明があった。

この役員報酬支給基準の変更に対する委員からの意見の申し出はなされなかった。

(4)公立大学法人島根県立大学の各事業年度の業務実績評価(年度評価)実施要領及 び業務実績報告書の修正案について

事務局から、資料3~5により、前回の委員会における委員意見を踏まえて修正された公立大学法人島根県立大学の各事業年度の業務実績評価の実施要領(案)及び実績報告書(案)について説明があった。この修正等に対しては、案のとおり了承された。また、今後事務局において修正の必要が生じた場合の取扱いは委員長に一任することとされた。

(5)財務諸表の承認方針について

事務局から、資料6及び資料7により、公立大学法人島根県立大学が毎事業年度終了後に知事に提出する財務諸表の承認方針の考え方について説明があった。また、併せて、財務諸表の承認の際に必要となる知識として、地方独立行政法人会計基準に基づく会計処理について説明があった。

委員から、財務諸表の承認方針について、「表示内容の適正性」の確認も必要であるが、その財務諸表自体が真実のものであることが必要であり、そのことを目標にすべきとの意見が提出され、財務諸表の承認方針については、委員意見を踏まえ、県において再度検討することとされた。

(6)剰余金の使途に充てる額の承認方針について

事務局から、資料 8 により公立大学法人島根県立大学において毎事業年度に生じた未処分利益(剰余金)の処分に関する知事承認方針の考え方について説明があった。

委員から、大学院の収容定員に対する在籍者の充足率について一定率を下回った場合は、法人が行うべき業務を行ったとみなさないとする取扱いについて、充足率の高低は大学院の定員設定自体の影響を受けること、大学院入学生を増やすためには県として大学院卒業者をもっと活用する努力が必要との意見が提出された。これに対して、事務局(県総務部)から大学院の問題については、法人側とそのあり方について協議する旨回答し、剰余金の使途に充てる額の承認方針については、案のとおり各委員に承認された。

以上